

『松保護士』資格制度について

一般財団法人 日本緑化センター 松保護士事務局

■松保護士とは

・松保護士とは、全国に流行して松を枯らしているマツ材線虫病について幅広い知識を持ち、被害現場に適した防除対策を考え、実際に作業指導を行う専門家です。ただし、松保護士の仕事はマツ材線虫病からマツを守ることだけではありません。私たちの生活と松との関わりなどを幅広く伝えていく役割も期待されています。

・松保護士講習会では、マツ材線虫病に関することばかりでなく、松の歴史や文化、松の持つ様々な役割、松という樹木の生理・生態、マツ材線虫病以外の松枯れなどについても幅広く学んでいただき、松のエキスパートとなりうる人材を養成しております。

・令和8年4月現在、全国で488名（男性448名、女性40名）の松保護士の皆様が、地域で愛されてきた松原や老松を守るとともに、松についての様々な知識の普及のために日々活躍されています。

■資格取得までの流れ

① 応募 → ② 選抜試験（業績審査・択一/論述試験） → ③ 50名程度の講習会受講者を選抜 → ④ 松保護士講習会（4日間、茨城県つくば市） → ⑤ 最終審査（総合試験・面接試験） → ⑥ 可否通知の送付 → ⑦ 登録・認定証の授与

■募集要項

1. 応募要領 樹木医または旧松保護士の方は免除となります！

(1) 応募資格：	①松・松林等樹木に関する業務経歴が通算して3年以上あれば応募できます。 ②下記の通り、特例に該当する者の優遇措置があります。 国、都道府県または市区町村の農林・緑化関連職員（松くい虫被害対策事業等の担当者）であって、 <u>（一財）日本緑化センターが実施する「松枯れ防除実践講座」を受講している場合は、受講の前後を問わず業務経歴が1年以上あれば応募できます（国や都道府県、市区町村、または緑化関連団体などが行う松枯れに関する研修会等を修了している場合も可）。</u>
(2) 応募受付期間：	6月1日～8月16日
(3) 選抜試験日時：	8月30日（日）
(4) 試験方法：	『書類審査』＋『択一/論述試験』
(5) 応募手数料：	16,000円（一般）、14,000円（樹木医補）

※条件等につきましては、ホームページにある「松保護士受験の手引き」をご覧ください。

2. 講習会 樹木医または旧松保護士の方は現在お申込受付中

- (1) 期 間：11月3日（火）～6日（金）の4日間（カリキュラムは裏面参照）
- (2) 講習会場所：茨城県つくば市
- (3) 講習会費用：講習会受講料は60,000円（税込）
往復の交通費、宿泊費等は自己負担となります。
- (4) 最終審査：総合試験（筆記試験）と面接試験の実施による。

3. 松保護士制度の詳細についてはホームページをご覧ください。

（一財）日本緑化センターホームページ (<http://www.jpgreen.or.jp/>)

■松保護士講習会のカリキュラム内容（参考）

講義	動画配信・講習会の内容
講習会開始前 動画配信 (各 90 分程度)	①松枯れの現状と対策（林野庁森林保護対策室長） ②マツ類の生理・生態（福田 健二） ③マツノマダラカミキリの生理・生態（富樫 一巳） ④マツ材線虫病発生メカニズム（金子 繁） ⑤マツ材線虫病以外の病害（金子 繁） ⑥マツ材線虫病以外の虫害（牧野 俊一） ⑦マツ材線虫病抵抗性育種事業（林木育種センター） ⑧マツ材線虫病の診断と防除（中村 克典） ⑨松枯れやナラ枯れ等の伝染性病害について（牧野 俊一） ⑩松枯れ防除の実践と現場における問題点（松原 功） ⑪空中（薬剤）散布減少の要因と課題（本山 直樹）
講習会 1 日目	・オリエンテーション、自己紹介 ・松の維持管理についての講義等
講習会 2 日目	（実習①森林総合研究所） ・マツノザイセンチュウの検出と検鏡 ・被害材の外部及び樹皮下観察 （実習②つくば市内公園） ・マツ枯れ激害跡地の観察
講習会 3 日目	AM：（実習③つくば市内公園） ※樹幹注入施工実習（複数の種類の樹幹注入剤の施工手順を実習で学びます）
	PM：全国の海岸林の状況や松林保護活動についての講義等 （講義、レポート解説、オリエンテーションなど） ・総合試験（上記①～⑧の科目について）
講習会 4 日目	AM：面接試験

■松保護士資格取得のメリット

	行政担当者	一般応募者
①松枯れに関する正しい知識を習得できる	⇒正しい知識を身につけることで、組織内及び地域住民に対し、松枯れ防除の適切な手法について、論理的に説明できるようになります。	⇒知識と技術の習得を通して、発注者に具体的な提案をすることで、確かな信頼を得ることができるようになります。
②効果的かつ効率的な防除（予防・駆除）が可能	⇒薬剤散布や樹幹注入等の予防や松枯れによる枯損木の伐倒駆除等の事業発注に際し、適切な時期に適切な回数で発注することができるようになります。	⇒主に個人邸や企業緑地等の管理作業において、適切な時期に適切な回数の実施を発注者に提案することができるようになります。
③樹木医として業務の幅が広がります。	⇒樹木医をすでにお持ちの方は、マツ材線虫病についてより専門的な知識を身につけることができます。 ⇒松保護士講習会で学んだ内容により、業務の幅も広がります。講習会で親交を深めた方々から様々な情報を得ることもできます。	